

平成19年4月1日から実施します

出産費・家族出産費の受取代理制度について

受取代理制度とは？

受取代理とは、共済組合が支給する出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という）を、組合員に代わって、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という）が受け取ることをいいます。

今までは、組合員は出産時に出産費用の全額を医療機関等へ支払い、後日共済組合から出産費等を受け取る形でしたが、受取代理を行うことにより、組合員は出産時に出産費用の全額から出産費等の額を控除した額だけ支払えばよいこととなり、出産時における組合員の負担が軽減されることとなります。

対象者について

受取代理を申請できるのは、出産費等の支給を受ける見込みがあり、出産予定日まで1カ月以内の方又は出産予定日まで1カ月以内の被扶養者を有する方で、かつ組合員と医療機関等の間で受取代理の合意がとれている方です。

ただし、出産予定日が資格喪失後又は予定日以降の方、出産貸付制度を利用される方や日本国外の医療機関等で出産される方は対象となりません。

手続き方法について

①所属所共済事務担当課で「出産費・家族出産費請求書（事前申請用）」の交付を受ける。

②①の請求書に「出産予定の医療機関等」で受取代理人の欄を記入していただく。

③②の請求書にその他の必要事項を記入等し、必要書類を添付のうえ所属所（任意継続組合員の方は共済組合）に提出する。

【必要書類】

ア母子健康手帳（出産者名と出産予定日が記載されているページ）の写し、または出産予定日を証明する書類

イ他の保険者から出産費等の支給を受けることができるときは、「他の制度による給付の受給権放棄誓約書」「家族出産費事前申請用」

支払いについて

出産後、共済組合から医療機関等に出産費等の限度額が支払われますので、出産費用が出産費等の限度額を超える場合は、その差額を医療機関等にお支払いください。出産費用が出産費等の限度未済の場合は、出産費等の限度額から出産費用を控除した額が、共済組合から組合員に支払われます。

※「出産費等の限度額」とは、単胎出産時の上限「35万円＋付加給付支給額（2万円）」をいう。

受取代理人である医療機関等以外で出産することとなった場合、資格喪失等により出産費等の受取代理の申請対象者でなくなった場合は、速やかに当組合にご連絡ください。

連絡先：共済組合保険課

0744-2918264

40歳以上65歳未満の組合員の皆さまへ

平成19年度の介護掛金率が決定しました

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳以上65歳未満の組合員である第2号被保険者から介護掛金を、また、所属所から介護負担金を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付します。社会保険診療報酬支払基金では、すべての医療保険者から集まった介護納付金を一定の交付率で全国の市町村に交付し、介護保険のサービス費用に充当しています。

平成19年度の介護掛金率は、下表（前年度と同率）のようになりました。

本年度共済組合が支払う介護納付金額 6億7384万円

介護掛金率

（単位：千分率）

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	4.65	5.8125
市町村長・特別職	4.65	4.65

